

## 委託業務費積算基準

委託費の積算は、原則、以下のとおりとする。

- (1) 実施計画書の実行に係る直接経費以外は、必要な費用としてこれを認めない。
- (2) 一般管理費を計上することができる。
- (3) 直接経費（消費税及び消費税相当額を含む。）、一般管理費を積算し、委託費の総額とする。  
なお、委託契約は「役務の提供」に該当し、その対価である委託費は消費税の課税対象となることから、委託費に係る消費税は受託者が納付しなければならない。そのため、「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「保険料」等の消費税に関して不課税、非課税又は免税取引となる経費についても、消費税率を乗じた消費税相当額を計上するものとする。
- (4) 人件費については、後述するところに従うものとする。
- (5) 予算計画書の作成にあたっては、適切に積算を行わなければならない。  
また、実績報告書の作成にあたっては、支払いに関する証憑書類等が適切に整備されていなければ、原則、必要な費用としてこれを認めない。
- (6) 金額、単価、時間などに基づいて実際に支出した経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てとする。

## 直接経費

直接経費を積算するにあたっては、下表のとおり分類・整理するものとする。

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	実証事業の実施に直接必要な物品に係る経費。
	1. リース・レンタルの場合	実証事業の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費(実証事業のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置, 測定機器その他の設備, 備品等の使用料)。
	2. 消耗品費	実証事業の実施に直接必要な物品(取得単価が 10 万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
II. 人件費・謝金	1. 人件費	実施計画書に記載されている, 実証事業に直接従事する実証担当者等の人件費(原則として, 本給, 賞与, 諸手当(福利厚生に係るものを除く))。
	1. 実証担当者費	実証事業に直接従事する実証担当者の人件費。
	2. 実証補助者費	実証事業に直接従事するアルバイト, パート, 派遣社員等の経費(福利厚生に係る経費を除く)。
	2. 謝金	実証事業の実施に必要な知識, 情報, 意見等の交換, 検討のために設置する委員会等(シンポジウム, セミナー, ワーキング・グループを含む。)の開催や運営に要する委員等(講演依頼を行う外部講師を含む。)への謝金又は個人による役務の提供等への謝金。
III. 旅費	1. 旅費	実証事業の実施に直接必要となる出張等での, 実証担当者の旅費(交通費, 日当, 宿泊費), 学会参加費等であって, 委託先の旅費規程等により算定された経費。
	2. 委員等旅費	実証事業の実施に直接必要な知識, 情報, 意見等の交換, 検討のために設置する委員会等(シンポジウム, セミナー, ワーキング・グループを含む。)の開催や運営に要した委員等旅費(交通費, 日当, 宿泊費)であって, 委員会委員等旅費規定等により算定された経費。加えて, 委員会の委員が実証事業の実施に直接必要な調査に要する, 旅費(交通費, 日当, 宿泊費), 学会参加費, その他経費等の委員調査費であって, 委員会委員等旅費規定等により算定された経費。
IV. その他	1. 外注費(業務請負費(ソフトウェア外注費含む), 保守費, 改造修理費)	実証事業に直接必要な装置のメンテナンス, データの分析等の外注に係る経費(業務請負費(ソフトウェア外注費を含む。), 保守費及び改造修理費)。
	2. 印刷製本費	実証事業の実施に直接必要な資料, 成果報告書等の印刷, 製本に要した経費。

	3. 会議費	実証事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む。)の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
	4. 通信運搬費(通信費、機械装置等運送費)	実証事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料及び機械装置等運送費等。
	5. 光熱水費	実証事業の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6. その他(諸経費)(設備施設料、その他特別費等)	実証事業の実施に直接必要な設備、施設使用、学会論文投稿、図書資料及びクラウドサービス等に要する経費。また、実証事業の実施に直接必要なものであつて、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して不課税、非課税又は免税取引となる経費の消費税率に相当する額。
V. 一般管理費	一般管理費	I～IVの直接経費(消費税及び消費税相当額を含む。)に一般管理費率を乗じた額。

## 一般管理費

実証事業の受託者は、一般管理費を計上することができる。

一般管理費は、直接経費(消費税及び消費税相当額を含む。)に一般管理費率を乗じた額を上限とする。

一般管理費率は、受託者が算出した比率と10%を比較していずれか低い率を上限とする。

## 人件費

### 1. 実証担当者費及び実証補助者費

#### (1) 実証担当者費

「実証担当者」とは、実施計画書に実証担当者として記載され、本委託業務を主体的に実施する者をいう。なお、予算の有効活用や業務負担の軽減等を目的に、人件費の計上を行わない実証担当者を実施体制に加えることも可能である。

実証担当者に係る人件費は、実施計画書の実行に係る業務に直接従事した分のみを計上できる。

#### (2) 実証補助者費

「実証補助者」とは、実証担当者の指示の下に本委託業務の補助を行う者をいう。

実証補助者に係る人件費は、本委託業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費について、実施計画書の実行に係る補助業務として適当であると認められる分のみを計上できる。

## **2. 人件費の積算方法**

人件費は、「人件費単価」に「従事時間」を乗じて算出する。  
なお、以下の点に留意すること。

- ・ 人件費単価の根拠を明らかにすること。
- ・ 従事時間の根拠を明らかにすること。
- ・ 就労形態、人件費単価、残業時間、支給額に留意し計上すること。
- ・ 時間単価の他に、就労形態によって月額、日額を用いることもあり得る。